化学製品ＰＬ相談センター　　2009 年 9 月 10 日発行

# アクティビティーノート〈第 151 号〉

Contents

2009 年 8 月度における受付相談事例を中心に記載しています。


1．相談業務
　1.1.　2009 年 8 月度 相談受付件数（P. 1）
　1.2.　受付相談事例および内容の紹介（P. 2～11）
2．おでかけ情報（P. 11）
　・「お母さん、知って安心、家族も安心　やさしい『農薬ゼミ』」
3．ちょっと注目「洗濯したらＴシャツに色ムラが発生した！」（P. 12）
4．入手資料の紹介（P. 13）
5．メディア情報から（P. 13）
6．暮らしに役立つ法律の話「農薬取締法」（P. 14）


## 1．　相談業務

### 1．1．　相談受付件数

2009 年 8 月度 相談受付件数（ 7／22～8／18　実働 : 20 日）

| | 事故クレーム関連相談 | 品質クレーム関連相談 | クレーム関連意見･報告等 | 一般相談等 | 意見･報告等 | 合計 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 消費者･消費者団体 | 1 | 1 | 0 | 12 | 0 | 14 | 52% |
| 消費生活Ｃ･行政 | 3 | 2 | 0 | 4 | 0 | 9 | 33% |
| 事業者･事業者団体 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 4 | 15% |
| メディア･その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0% |
| 合計 | 6 | 3 | 0 | 18 | 0 | 27 | |
| 構成比 | 22% | 11% | 0% | 67% | 0% | | 100% |

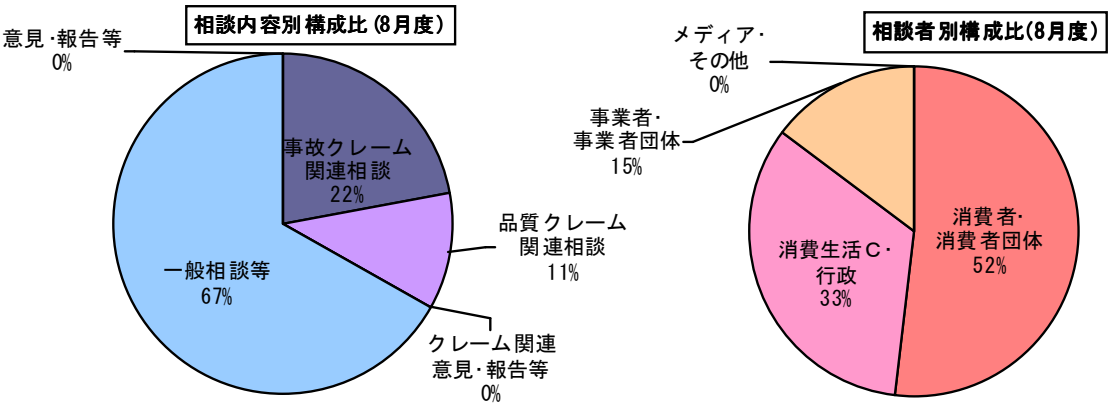


相談内容区分（改訂 2003 年 8 月）

| | |
|---|---|
| 事故クレーム関連相談 | 製品の欠陥や誤使用などによって人的･物的な拡大被害が発生したもの |
| 品質クレーム関連相談 | 拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情 |
| クレーム関連意見･報告等 | 事故の報告や品質の苦情に関する意見･要望など、当センターからコメントを出さないもの |
| 一般相談等 | 一般的な相談･問い合わせ等 |
| 意見･報告等 | 一般的な意見･報告･情報の提供を受けたもの |

## １．２．　受付相談事例および内容の紹介

―クレーム関連事案はすべて紹介しています。

### ◆ 事故クレーム関連相談－６件

1. **外壁の洗浄等を行う事業者である。３ヵ月くらい前に、△△社製の外壁洗浄剤〇〇を同社から直に購入した。１ヵ月くらい前に、当社の作業員が〇〇を段ボール箱から取り出そうとしたところ、容器（材質：低密度ポリエチレン）の上部が破裂して、洗浄剤および刺激臭のあるガスが噴出したという。作業員は半袖の服を着用しており、腕に洗浄剤がかかって、すぐに洗ったが皮膚が赤くなったそうだ。呼吸器には異常がなく、皮膚の症状も軟膏を塗って３日くらいで治ったため、医者にはかからなかったとのことである。△△社に申し出たところ、破裂する可能性があることを認めたが、それについて謝罪の言葉はなく、〇〇の製品安全データシートにもそのような危険性については記載されていない。△△社を指導してほしいと思い、消費生活センターに連絡したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈事業者〉**

   ⇒当センターは事業者に対して指導等ができる立場にはありませんので、経済産業省等の関係省庁にご相談ください。

2. **「ワンピースを着用してかぶれた。原因を知りたい」という相談を受けている。物理的な刺激によるものか化学物質によるものか、電話で話を聞いただけでは当センターでは分からないので、化学製品ＰＬ相談センターで対応してくれるか。〈消費生活Ｃ〉**

   ⇒当センターは医療機関ではないため、皮膚障害の症状の診断や原因の特定はいたしかねます。

3. **「ワンピースを着用したら気分が悪くなった」という相談を受けている。ワンピースに使用されている加工剤が原因であると考えられるか。〈消費生活Ｃ〉**

   ⇒今のお話だけでは、そのワンピースの繊維の組成、使用されている加工剤、気分が悪くなったときの状況などの事実関係が全く分からず、お答えしかねます。相談者本人が具体的に何を希望しているのかも不明ですが、必要に応じ、体調不良については医師に、ワンピースについては販売店またはメーカー等に、見解を確認してみるとよいでしょう。

4. **ゴキブリを駆除するために、３日前に△△社製のゴキブリ用殺虫剤（１回使い切り加熱蒸散タイプ）〇〇を使用した。それ以来、自分は頭痛、喉痛等の症状が続いている。医者にかかるほどではないが、子供（乳児）がいるので、自分のことよりも子供の健康に影響を及ぼしている可能性がないかが心配だ。〈消費者〉**

⇒ゴキブリなどの衛生害虫を対象とする殺虫剤は、薬事法によって、その品質、有効性および安全性の確保のために必要な規制が行われています。しかし当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、確かなことは△△社にお問い合わせください。また、お子さんの健康状態について、ご心配な点があれば医師に相談してみてください。ご自身の症状についても、長引くようであれば早めに医師にご相談ください。（なお、化学物質に対する感受性には個人差もあります。）

5. **「Ａ社の衣料用液体洗剤（蛍光剤無配合）とＢ社の衣料用液体漂白剤とを使用して、Ｔシャツ（オレンジ色）、布団カバー（白・黒）およびスカート（モスグリーン）を一緒に洗濯機で洗濯したところ、Ｔシャツに色ムラが発生した。使用した漂白剤は酸素系で、『色・柄物にも使用できる』と表示されていた。そこで、Ｂ社に申し出てＴシャツを弁償するよう求めたところ、『洗濯物の組み合わせが悪く、洗濯機の使い方にも問題があるのではないか』と言われて腹が立っている。酸素系漂白剤によって色ムラが発生することもあるのではないか」という相談を受けている。当センターからＢ社に事情を確認する前に、一般的に酸素系漂白剤によって色ムラが発生する可能性の有無について教えてほしい。〈消費生活Ｃ〉**

⇒日本石鹸洗剤工業会のホームページに、酸素系漂白剤等による衣類の脱色、変退色など、洗濯に関する一般的な失敗事例、およびその原因と防止策が掲載されています（http://jsda.org/w/04_yakud/index.html#sentaku）。しかし、今のお話だけでは、Ｔシャツの色ムラが脱色なのか布団カバー等からの移染なのか、また、洗濯した衣類等の繊維の組成、取扱い方法に関する表示の内容、実際の洗濯方法、洗濯回数等が不明であり、今回のＴシャツの色ムラの原因については分かりかねます。「洗濯物の組み合わせが悪く、洗濯機の使い方にも問題があるのではないか」とのＢ社の発言については、具体的にどう悪かったのか、Ｂ社から納得できる説明を受けるよう、相談者にお伝えください。

※ ちょっと注目「洗濯したらＴシャツに色ムラが発生した！」(P. 12)もご覧ください。

6. **当社（Ａ）の固形クリーナー〇〇を４年前に購入した消費者から、本日、「プラズマテレビの画面に使用したところ、画面に傷がついた。どうしてくれるのか」という苦情を受けた。傷の状況や具体的な要求は、これから確認するつもりである。その前に社内で対応について検討した結果、販売した小売店（Ｂ）の判断に従うことにした。早速、Ｂ社に連絡したのだが、現在は営業していなかった。そこで、消費生活センターに相談したところ、「事業者からの相談は受け付けていない」とのことで、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。ある家電メーカーによると、「プラズマテレビの画面に傷がついた場合、その部分だけ修**

**復することはできないため、画面ごと交換することになる」とのことだ。〇〇の製品表示には、用途として「テレビ」も記載しているが、「プラズマテレビ」とは記載していない。申し出者にどのように対応したらよいか。なお、ＰＬ保険には加入している。〈事業者〉**

⇒〇〇に製造･設計上の欠陥が認められたり、注意表示が不十分であったりした場合には、貴社の製造物責任が問われる可能性もあるでしょうが、まずは、傷がついたテレビの現物を確認するなどして事実関係を確認し、申し出者の具体的な要求（どうしてほしいのか）を把握した上で、貴社としての対応を検討されてはいかがですか。また、必要であれば、契約している保険会社にも相談するとよいでしょう（ただし、保険金の支払い対象となるか否かは保険会社と保険加入者との間の契約によるので、被害者に対する賠償責任の有無とは別の問題です）。

◆ **品質クレーム関連相談－３件**

1. **組立て式のデスク（外国製）を購入し、３週間くらい前に届いたので設置したところ、頭が痛くなるほど臭いが強い。妻も「臭いが強い」と言っており、数日そのまま様子を見たが臭いが消えず、現在も部屋に入れないでいる。輸入元△△に申し出たところ、３日前に△△社の担当者が家に来て、外出していた自分に代わって妻が応対したが、「この臭いは接着剤から出ている」と言われ、消臭剤が提供されたとのことだ。妻から話を聞き、あらためて△△社に電話して、デスクを臭いのしないものと交換するよう要求したところ、「そのデスクを引き上げる」と言われた。しかし、それでは問題が隠蔽されてしまうことになり、△△社の対応に納得できない。消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉**

⇒当センターは個別の事業者の対応姿勢に関与できる立場にはありません。納得のできない点について、具体的な要求を△△社に伝えてお話し合いください。ただし、そのデスクに問題があったとしても、他に拡大損害が生じていなければ、ご自身に対する△△社の法的責任は、代品交換または返金によって果たされるものと思われます。（なお、家具等の購入に際しては、販売店等を通じて、事前に材質等を確認するようお勧めします。特に臭いや化学物質に敏感な人は、できれば直に現物を確認した上で購入する方がよいでしょう。）

2. **「家具店△△で購入したベッドが７ヵ月くらい前に届いたが、臭いが強く、家族も『耐えられない臭いだ』と言っていた。このベッドについて、△△から『このベッドは“低ホルムアルデヒド”で、２～４ヵ月で臭いはしなくなる』と聞いていた。しかし、換気に努め**

**ながら使用しているうちに少しずつ改善されてきたものの、現在も臭いがしている。試しにヘッドボードを外してみたところ、臭いがしなくなった。△△に申し出たところ、近日中に確認に来ることになった。デザインは気に入っているので、できれば使用を続けたいが、△△とどのように交渉を進めればよいのか。また、臭いの原因物質を調べるにはどうすればよいか」という相談を受けている。〈消費生活C〉**

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。まずはベッドに使用されている成分、臭いの原因等を△△に問い合わせ、その対策について話し合うよう、また、引き続き部屋の換気を十分に心がけるよう、相談者にお伝えください。

3. **「１ヵ月半くらい前に△△社製の衛生害虫用殺虫剤(エアゾール製品)〇〇を購入し、その直後に１回、さらに半月後に１回、それぞれ屋外で蚊を駆除するために使用した。使用していないときはダイニングルームに置いてあった。数日前にまた使おうとしたところ、中身がほとんど空になっていた。そういえば、２回目に使用したときも、なんとなく中身が少ないように感じた。〇〇を購入したのと同じ頃に、自分、娘および孫(乳児)に鼻水･喉痛･声がれ等の症状が現れた。医師からは風邪と診断されたが、今にして思えば、〇〇の容器から中身が漏れ出して、それが原因で体調不良になったのではないだろうか。現在は３人とも回復しているが、〇〇の成分(ピレスロイド系)が孫の将来の健康に影響を及ぼすことがないか心配だ」という相談を受けている。なお、〇〇をダイニングルームに置いていたときに、特に異臭は感じなかったとのことだ。これから△△社にも事情を確認するつもりだが、〇〇の成分(ピレスロイド系)の安全性について教えてほしい。〈消費生活C〉**

⇒ピレスロイドは、除虫菊に含まれる天然の殺虫成分ピレトリン類、またはそれとよく似た化学構造をもつ合成化合物の総称ですが、ピレスロイド系殺虫剤に関する一般的な情報については、日本家庭用殺虫剤工業会(http://www.sacchuzai.jp/)に問い合わせるとよいでしょう。また、環境省のホームページに掲載されている「かんたん化学物質ガイド 殺虫剤と化学物質」(http://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/sacyu/index.html)、独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページに掲載されている「身の回りの製品に含まれる化学物質シリーズ 家庭用防除剤」(http://www.safe.nite.go.jp/shiryo/product/biocide.html)、日本

化学会等が運営しているホームページ「化学ミュージアム」(http://www.chemuseum.com/)に掲載されている「超ロングセラー、蚊取線香のひみつ」「先生は除虫菊、理想的な殺虫成分ピレスロイド」なども参考にされるとよいでしょう。しかし、特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできません。なお、殺虫剤(エアゾール製品)には殺虫成分のほかに噴射剤が加えられているため、○○を実際に使用できる量は製品によって異なるほか、今のお話だけでは相談者が１回に使用した量なども不明です。それらの事実関係も踏まえて、実際に中身が漏れたのか、漏れていた場合の人体への影響等について、△△社にお問い合わせください。

## 一般相談等

- **ホームセンターで木製の経机(外国製)を購入した。家に帰って開けてみたら、「ホルムアルデヒドを吸着します」と記載されたシートが一緒に梱包されていた。ホルムアルデヒドとはどのようなものか。有害なものなのか。〈消費者〉**

  ⇒環境省の「化学物質ファクトシート」(http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html)などから情報提供。

- **△△社製の瞬間冷却剤を誤って開封してしまった際、内容液が手についた可能性がある。すぐに手を洗って、瞬間冷却剤の中身は下水に流し、外側は廃棄した。今のところ特に皮膚に異常はないが、やはり心配なので△△社に問い合わせようとしたところ、お盆休みで電話に出ない。表示されていた成分から、この冷却剤の内容液の安全性について知りたい。〈消費者〉**

  ⇒当該成分そのものの安全性に関する情報は、国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載されている国際化学物質安全性カード(http://www.nihs.go.jp/ICSC/)等で調べることができます。しかし、成分の含有量などは製品によって異なり、製品としての安全性については、やはり△△社でなければ責任を持って答えることができません。流水で十分洗浄した後は、しばらく様子を見て、異常があれば医師の診察を受けてください。また、確かなことは休み明けに△△社にお問い合わせください。

- **「１ヵ月くらい前に、縁日で子供(幼児)に“ケミカルライト”(※プラスチックチューブを軽く折り曲げると、チューブの中に入っているガラスアンプルが割れて、アンプル内の液体と外側の液体とが混ざることによって発光する玩具)３本を買ってやった。帰宅後、自分が見ていないところで子供が自分で折り曲げて発光させようとした際、３本ともチューブが破損して中の液体が漏れ、手、着衣および床にかかった。知らされてすぐに手および**

着衣は洗ってやり、床は雑巾で拭いて、その雑巾および“ケミカルライト”は捨てた。今のところ子供の体に特に異常はないが、健康に影響を及ぼしている可能性はないか」という問い合わせを受けている。〈消費生活C〉

⇒(財)日本中毒情報センター(http://www.j-poison-ic.or.jp/)のホームページに掲載されている「中毒情報データベース」から情報提供。なお、確かなことは、メーカー等が分かればそちらに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆ 「コウモリが家の中に入ってきて困る」という相談を受けている。コウモリ対策について調べてみたところ、いろいろな薬剤が市販されている。コウモリ目は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく「希少鳥獣」に定められているが、これらの薬剤は、コウモリを忌避するだけで殺傷することはないのか。〈消費生活C〉

⇒当センターは特定の製品に関するご質問にお答えできる立場にはありませんので、各メーカー等にお問い合わせください。

◆ ２ヵ月くらい前に、飼い犬(小型高齢犬)が下痢を起こしたり、吐くようなそぶりを見せたりした。その１週間くらい前に、△△社製の虫よけ剤(置き型)〇〇を台所および玄関で使い始めたが、犬の水飲み場を設けてあるところと２ｍくらいしか離れていなかったため、〇〇が犬の症状の原因になったのではないかと思い、台所、玄関ともに〇〇の使用を止めた。犬を獣医に診せた際、〇〇のことを話したが、「因果関係は分からない」と言われた。症状は少しよくなってきたが、現在も入退院を繰り返している。〇〇の犬に対する安全性が知りたい。△△社に問い合わせたところ、「殺虫成分は使用していないので、犬に対する試験はしていない」と言われた。そこで消費生活センターにも同じことを問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは特定の製品に関するご質問にお答えできる立場にはありません。〇〇を使用した室内における犬などのペットに対する安全性について、メーカーとして責任を持って回答するよう△△社に要求してください。また、〇〇の詳細な成分を△△社に問い合わせた上で、再度、医師に見解を尋ねてみるとよいでしょう。

◆ ３週間くらい前に、自宅で火災が発生した。自分は外出していたが息子が在宅しており、洋間から出火してすぐに消防に通報したそうだ。駆けつけた消防隊の消火活動によって全焼は免れたが、出火した洋間と、これに隣接する洋間･台所が焼損した。警察･消防の鑑定の結果では、『火災原因は特定できない』とのことであった。火災当日の朝、ゴキブリを駆除するために、出火した洋間を含む３部屋で、△△社製のゴキブリ用殺虫剤(１回使い

**切り燻煙タイプ）〇〇を使用した。〇〇をセットしてすぐに外出し、夕方になって帰宅した息子が各部屋のドアを開け、その後しばらくして出火したという。〇〇を購入した薬局にその話をしたところ、「殺虫剤（１回使い切り燻煙タイプ）の発煙異常について苦情を受けたことがある」と言われた。火災現場にあった〇〇はまだ消防が保管しているが、自分としては、〇〇が火災の原因になったのではないかと疑っている。そこで、消費生活センターに相談したところ、同センターから△△社に事情を確認してくれることになったほか、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。殺虫剤（１回使い切り燻煙タイプ）で発煙異常が起きたという事例はあるのか。〈消費者〉**

⇒当センターでは受付事例がありません。今のお話だけでは出火時の様子などが分かりかねますが、〇〇の使用開始後、半日くらい経過してから火災が発生したということから、他に原因があるという可能性も考えられますので、消防の見解を再度ご確認ください。

- **３～４ヵ月前に雑貨屋で購入した△△社製のフライパン（アルミニウム製）を使用したところ、例えば卵焼きの焼き色や味などが、何となく今まで使っていたフライパンと違う。化学製品ＰＬ相談センターに同様の相談が寄せられていないか。〈消費者〉**

⇒当センターでは受付事例がありません。違和感をお感じであれば、△△社に申し出てみてはいかがですか。

- **「使用しているフライパンが、重さからアルミニウム製ではないかと思う。調理中にアルミニウムが食品に混入して人体に影響を及ぼすことはないか。なお、フライパンのメーカー等は分からない」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉**

⇒アルミニウムに関する一般的な情報については（社）日本アルミニウム協会（http://www.aluminum.or.jp/）に、またアルミニウム製品に関する一般的な情報については一般社団法人軽金属製品協会（http://www.apajapan.org/）に問い合わせるとよいでしょう。しかし、特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできません。

- **スーパーマーケット△△で販売または無償提供されている水の専用ボトルの安全性に問題はないか。〈消費者〉**

⇒一般に、プラスチック製の食品容器は、食品衛生法に基づく規格基準によって、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。しかし当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、確かなことは△△にお問い合わせください。

- **使用している携帯電話の取扱説明書によると、表面のめっきにクロムが使用されているら**

しい。「クロムは有害物質として外国で使用が禁止されている」と聞いたが、携帯電話を使用しても大丈夫か。〈消費者〉

⇒クロム化合物の一種である六価クロムについて、EU(欧州連合)のRoHS指令(※電気・電子機器を対象に、特定有害物質の使用を原則禁止するもの)などが規制の対象としています。クロム化合物に関する一般的な情報については日本無機薬品協会(http://www.mukiyakukyo.gr.jp/)に、またクロムめっきに関する一般的な情報については日本硬質クロム工業会(http://www.ne.jp/asahi/hard/cr/)に問い合わせるとよいでしょう。しかし、特定の製品の安全性等については、そのメーカー等でなければ責任を持って答えることができないため、ご使用の携帯電話の安全性についてはメーカーにお問い合わせください。

◆ 木造家屋のモルタル外壁に経年劣化によるヒビ割れ等が生じたため、業者に依頼して明日から塗り替えを行う。自分も含め家族は特にアレルギー体質ではないが、子供(幼児)がいるので、工事期間中の居住者に対する安全性について業者に尋ねたところ、「使用する塗料は水性で、臭いは少なく安全だ。これまでに居住者が体調をくずしたことはないが、臭いが気になるのであれば避難していてはどうか」と言われた。避難すべきか迷っているので、本当に安全かどうか、第三者の意見が聞きたい。〈消費者〉

⇒塗料に関する一般的な情報については(社)日本塗料工業会(http://www.toryo.or.jp/)に問い合わせるとよいでしょうが、特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできません。(なお、臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差もあります。)

◆ 衣類に付着した血液のシミを落としたい。衣料用洗剤にも酸性、アルカリ性などが、衣料用漂白剤にも酸素系、塩素系などがあるほか、アンモニア水、セスキ炭酸ソーダなどのシミ抜き用の薬剤もいろいろある。何を使えば最もよく落ちるのか。〈消費者〉

⇒繊維の組成、衣類のデザイン、縫製、加工などによって、それぞれにふさわしい取扱い方法があり、取扱い方法を誤ると、シミが落ちたとしても衣類が損傷(変色、ちぢみなど)する恐れがあります。衣類のラベル等に表示されている取扱い方法、および洗剤等に表示されている使用方法や注意事項を確認し、家庭での洗濯に自信がなければ専門のクリーニング業者等にご相談ください。

◆ 「ノロウイルスによる食中毒の予防に、次亜塩素酸ナトリウムを含む塩素系漂白剤を使って調理器具等を殺菌するとよい」と聞いた。なぜ次亜塩素酸ナトリウムがよいのか、また具体的にどのように塩素系漂白剤を使えばよいのか等について知りたい。〈消費者〉

⇒厚生労働省のホームページに掲載されている「ノロウイルスについてのＱ＆Ａ」(http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)に、ノロウイルス食中毒の予防方法等が記載されています。

- **子供(中学生)が、夏休みの自由研究で“廃油石けん”をつくろうとしていた。しかし、いろいろ調べているうちに、「化学製品ＰＬ相談センターの『アクティビティーノート第105号』(2005年11月発行)に、手づくり“廃油石けん”の問題点について記載されている」との情報を得たので、該当記事を入手したい。〈消費者〉**

  ⇒該当記事を送付。

- **台所用殺菌スプレーを販売することを計画しているので、用途、成分等から、適用される法律、必要な表示等について教えてほしい。〈事業者〉**

  ⇒当センターでは特定の企業･商品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、コンサルタント会社、損害保険会社等にご相談ください。

- **調理用手袋(材質:ポリエチレン)を輸入し、食品加工会社向けに販売することを計画している。包装等に当社の名前を表示することが法律で義務づけられているのかを行政機関に問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈事業者〉**

  ⇒家庭用品品質表示法では、対象となる家庭用品について、製造業者、販売業者、表示業者(製造業者または販売業者の委託を受けて表示を行う者)、輸入品の場合は輸入業者など、その製品について自己の責任において品質を表示する者の氏名または名称、連絡先(住所または電話番号)等を表示することを義務づけています。業務用製品は対象外ですが、ホームセンターなどで一般消費者に対して販売される可能性がある場合は表示が必要となります(詳しくは同法を所管する経済産業省(注:平成21年9月1日から消費者庁に移管)にお問い合わせください)。調理用手袋は家庭用品品質表示法の対象品目ではありませんが、同法の趣旨にかんがみて、適切にご判断ください。

- **当家から50メートルくらい離れた電気工事店の人が、深夜や早朝に、敷地内の畑に掘った穴で廃コードを焼却している。風向きによっては、煙や臭いが当家に流れてきて、耐えがたい。今のところ特に体に異常はないが、健康に影響を及ぼす可能性がないか心配である。近所の人が自治体の環境担当の課に通報したところ、パトロールしてくれるようになったが、日中だけなので焼却しているところを見てもらえない。自分から電気工事店に直接は苦情を言いづらく、町内会に言っても何もしてくれないので、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉**

⇒廃コードの材質によっては、燃焼条件が適切でない場合に有害化学物質が発生する可能性もあるでしょう。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物処理基準に適合した焼却炉以外での廃棄物の焼却を原則として禁止しています。お住まいの自治体が深夜や早朝に対応してくれないということであれば、警察に通報されてはいかがですか。

・・・・・・★　出前講師のご案内　★・・・・・・・

化学製品ＰＬ相談センターに寄せられた相談事例をもとに、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話しさせて頂きます。各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。
日時･費用･その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。
（TEL.03-3297-2602　担当：藤田）

## ２．　おでかけ情報

お母さん、知って安心、家族も安心
やさしい「農薬ゼミ」

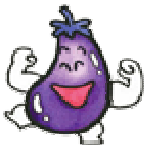

「農薬には、どんなはたらきがあるんだろう？」「人体に害はないのかな？」「どんな風に安全性が確保されているのかしら？」などの疑問について、専門の先生方から楽しく学びます。

【日時】2009 年 10 月 8 日(木)　13:30～16:00

【会場】仙台サンプラザホテル
会場までのアクセス　http://www.sendai-sunplaza.com/map/map-2.htm

【主催】農薬工業会（電話：03-3241-0215）

【パネリスト】本山直樹氏(東京農業大学客員教授、農学博士)、真板 敬三氏（(財)残留農薬研究所理事、農学博士）他

【申込方法】ホームページからお申し込みください。http://www.jcpa.or.jp/sendai/form.html

※　詳細は、ホームページをご参照ください。　http://www.jcpa.or.jp/sendai/index.html

★アクティビティーノートに関するご意見･ご感想をお待ちしております。
化学製品ＰＬ相談センター
〒１０４－００３３　東京都中央区新川１－４－１ 住友六甲ビル
ＴＥＬ：０３－３２９７－２６０２　ＦＡＸ：０３－３２９７－２６０４
ＵＲＬ：http://www.nikkakyo.org/plcenter/

## ３．　ちょっと注目

―毎月の相談事例からテーマを選んで調べてみました。

### 洗濯したらＴシャツに色ムラが発生した！

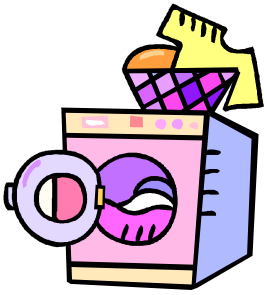

「Ａ社の衣料用液体洗剤（蛍光剤無配合）とＢ社の衣料用酸素系漂白剤（液体）とを使用して、Ｔシャツ（オレンジ色）、布団カバー（白・黒）およびスカート（モスグリーン）を一緒に洗濯機で洗濯したところ、Ｔシャツに色ムラが発生した。酸素系漂白剤によって色ムラが発生することはあるか」という相談が、消費生活センター経由で当センターに寄せられました。

衣料用漂白剤は、色素への作用の仕方によって大きく酸化型と還元型とに分けられます。家庭用として日常的に使用されるのは酸化型の方で、酸化型漂白剤は、さらに成分によって塩素系と酸素系とに分けられます。還元型漂白剤は、鉄分、塩素系漂白剤等によって黄ばんだものの回復など、やや特殊な用途に使用されます。

塩素系漂白剤は、漂白力がより強い反面、染料まで分解してしまうため色・柄物には使用できません。一方、酸素系漂白剤は、塩素系に比べて漂白力が低めで、一般に色・柄物にも使用できます。ただし、濃色で色鮮やかな衣類には反応性染料が使用されていることが多く、そのなかには酸素系漂白剤の酸化作用によって脱色してしまうものもあります。特に粉末の漂白剤の場合、水によく溶かしてから使用しないと、ムラになって脱色することがあります。脱色が心配な場合は、着用した際に目立たないところ（見返し、すその裏など）であらかじめ試してください。

染料のほかに素材などによっても、漂白剤の使用に適さない衣類があります。金属製の付属品（ファスナー、ボタンなど）がついているものは、金属の働きによって漂白力が促進されて繊維を傷めてしまったり、塩素系漂白剤の場合には塩素によって金属が錆びてしまったりする可能性があります。また、毛、絹またはこれらの混紡品の場合は、塩素系漂白剤や、酸素系でも粉末のものを使用すると、これらの漂白剤に含まれているアルカリ成分によって繊維を傷めてしまう可能性があります。ナイロン、ポリウレタン、アセテートまたはこれらの混紡品の場合は、塩素系漂白剤を使用すると、塩素によって黄ばむ可能性があります。

今回の相談事例に関しては、消費生活センターを通じて得られた情報だけでは、Ｔシャツの色ムラが脱色なのか布団カバー等からの移染なのか、また、洗濯した衣類等の繊維の組成、取扱い方法に関する表示の内容、実際の洗濯方法、洗濯回数等が不明であり、Ｔシャツに色ムラが生じた原因については分かりかねます。

一般に、洗濯に関連して衣類の変色等の原因となり得るものには、漂白剤以外にもいろいろあります。例えば、水道水中の塩素が原因となることもあるほか、入浴剤入りの風呂の残り湯をすすぎに使用した場合に、入浴剤の成分によっては柔軟仕上げ剤の成分と反応して、白い衣類が薄いピンク色に着色することがあります。また、衣類に使用されている染料などによっては、洗濯液の温度が高い場合や長時間つけ置きした場合などに脱色・移染したり、日光に当てると変色・退色したりすることがあります。淡い色の衣類は、蛍光剤（染料の一種で、紫外線を吸収すると青白い光を発するため、黄色味を帯びた白の繊維が、輝くような白に見える）が配合された洗剤を使用して洗濯すると白っぽくなってしまうことがあります。

大切な衣類が台無しにならないように、衣類のラベル等に表示されている取り扱い方法、および洗剤等に表示されている使用方法や注意事項をよく確認してから洗濯しましょう。また、洗剤メーカー等のホームページに、洗濯方法等についてより詳しい情報が提供されていますので、それらも参考にするとよいでしょう。

参考：日本石鹸洗剤工業会「お洗濯119番（失敗事例 その原因と防止策）」 http://jsda.org/w/04_yakud/index.html#sentaku

## ４．　入手資料の紹介

―2009年8月度に化学製品ＰＬ相談センターで入手したおもな資料をご紹介します。
あわせて、資料のなかで化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 独立行政法人 国民生活センター『月刊国民生活』№17、2009.9
2. 独立行政法人 国民生活センター「今月の原因究明テスト実施状況('09年6月分)」2009年8月6日
3. 独立行政法人 国民生活センター「国民生活センターADRの実施状況と結果概要について」2009年8月20日
4. ガス石油機器ＰＬセンター『ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ』2009.7
5. 家電製品ＰＬセンター『インフォメーション(2009年7月度)』
6. (財)自動車製造物責任相談センター「2009年7月の相談状況」2009年8月
7. 消費生活用製品ＰＬセンター『ＰＬセンターダイジェスト』№2009-2(平成21年8月)
8. 日本化粧品工業連合会 ＰＬ相談室「ＰＬ相談室受付概要(平成20年8月～平成21年7月)」
9. (社)消費者関連専門家会議『ＦＯＲＵＭ』№202、'09.7
10. 触媒工業協会『触媒工業協会報』第101号，2009年7月

## ５．　メディア情報から

―新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。
(記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください)

＊ 電気ミキサーやスライサーなど、刃のついた調理器具で手や指にけがをする事例が相次いでいるとして、国民生活センターが注意喚起 (8/7 読売・朝日、8/8 日経)

＊ 幼児座席や傘ホルダーを取り付けた自転車での事故に注意 (8/1 朝日)

＊ 消費者庁が９月にも発足。事故情報一元化システムの現状と課題 (7/23 毎日)

＊ 強化ガラス製食器の破裂・破損事故について、国民生活センターが注意喚起 (7/23 日経・読売、8/13 毎日)

＊ 外壁塗装工事の際にガス機器の給気口などをビニールシートでふさがれたことによる一酸化炭素中毒などの事故が多発しているとして、経済産業省が注意喚起 (7/27 朝日)

＊ 増える食品リコール。その多くは「表示不適切」(7/27 読売)

＊ なべ底が汚れていると、ガスこんろの調理油過熱防止装置が作動せず発火する恐れがあるとして、製品評価技術基盤機構が注意喚起 (7/30 朝日)

# 暮らしに役立つ法律の話

日常生活において知っていると何かと役立つ法律等について紹介します。

## 第６回　農薬取締法

農薬は、農産物の安定供給、農作業にかかる労力の軽減等のために必要なものです。しかし、その品質や使用方法などによっては、生物や環境に悪い影響を及ぼす可能性もあります。**農薬取締法**は、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用を確保するために、農薬の登録制度を設けるとともに、販売および使用に係る規制等を行っています。

**農薬取締法**における「農薬」とは、農作物等[1]を害する病害虫[2]の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤などの薬剤[3]、および農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいいます。農作物等の病害虫を防除するために利用される天敵も、「農薬」とみなされます。農作物等を加害しない衛生害虫（ゴキブリ、蚊、ハエなど）や不快害虫（蟻、ムカデなど）の防除に用いる殺虫剤は、農作物等の保護のために使われるのではないことから、農薬と同じ有効成分であったとしても、農薬取締法における「農薬」には該当しません[4]。

農薬は、農林水産大臣の登録を受けたものでなければ、原則として製造、輸入、販売、使用することができません[5]。農林水産大臣の登録を受けるためには、農作物に対する効果・薬害のほか、農薬を使用する人や農作物を食べる人に対する安全性、環境への影響などについて、多くの試験を実施し評価を受ける必要があります。登録にあたっては農林水産省、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、環境省がそれぞれの観点から基準の設定などを行います。また、一度登録された農薬でも、３年ごとに見直しが行われます。

登録された農薬には登録番号が記載されるとともに、使用者が守らなければならない使用基準（使用できる作物、使用濃度・量、使用時期・回数等）、使用上の注意等がラベルに表示されており、農家などの事業者だけでなく、家庭菜園や庭の草花に使用する消費者も、これを遵守しなければなりません。農薬として登録されていないものや、駐車場等の除草に用いる非農耕地専用除草剤[6]などを農耕地や農作物に使うことは、認められていません。

一方、食品中の残留農薬については、**食品衛生法**で残留農薬基準値が定められており、基準値を超える食品は、国産・輸入を問わず販売が禁止されています。**農薬取締法**に基づく規制が行われているため、登録を受けた農薬がラベルに従って適正に使用されていれば、残留農薬基準値を超えない仕組みになっています。

注 1) 人が栽培している植物のすべてを指し、稲、野菜、果樹はもちろん、鑑賞の目的で栽培している樹木、盆栽、草花、ゴルフ場や公園の芝生、街路樹、山林樹木も含まれます。

2) 菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物またはウイルスをいいます。

3) その薬剤を原料または材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものも含まれます。

4) 衛生害虫用殺虫剤については、薬事法で規制されています。家庭用不快害虫用殺虫剤については、生活害虫防除剤協議会による自主基準が定められています。

5) 特定農薬（その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬）等の例外があります。

6) 非農耕地用除草剤には、農耕地には使用できない旨を容器等に表示することが義務づけられています。

★ 詳しくは・・・

農林水産省「農薬コーナー」　http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/
独立行政法人農林水産消費安全技術センター「農薬検査関係」　http://www.acis.famic.go.jp/
農薬工業会　http://www.jcpa.or.jp/

※　次号の『アクティビティーノート』は、１０月９日頃に発行の予定です。お楽しみに。